

# 久留米市老人クラブ連合会との意見交換会

令和7年2月26日(水) ほほえみ館4階音楽教養室

佐賀市老人クラブ連合会

会長 古賀 一彦、副会長 山田 明、塚本 三男、高津 万亀代

総務部長 柿内 紀大、教養部長 枝永 一馬、体育部長 福井 章司、福祉部長 徳久 定雄

総務部理事 今泉 多美子、江口 善己、犬尾 貞秋、弥永 峯雄、緒方 義弘、陣内 修

久留米市老人クラブ連合会 役員41人、事務局3人 計44人

代表者 会長 松栄 馨

事務局長 小西 範武

所在地 事務局所在地:福岡県久留米市長門石1-1-32(久留米市総合福祉会館2F)

連絡先 電話:0942-39-1550 FAX:0942-65-7250

E-mail:shi-rouren@iaa.itkeeper.ne.jp

主な活動場所 久留米市内の各校区ごとに活動しています。(31校区)

西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸・東国分・御井・南・合川・山川・上津・

高良内・宮ノ陣・山本・草野・安武・荒木・大善寺・善導寺・大橋・青峰・津福・田主丸・北野・城島・三潞

会員数 13,618人, 242クラブ(令和6年4月時点)

活動内容 久留米市老人クラブ連合会事務局がとりまとめて行なう活動としては、福祉大会、グラウンド・ゴルフ大会、ダーツ大会、ペタンク大会、ゲートボール大会、シニアアート展、各種研修会の開催・運営などがあり、各校区会員が集って参加しています。

各校区の老人クラブでも、それぞれにカラオケや脳トレ、囲碁・将棋、環境整備活動、高齢者相互支援活動その他、その校区ごとのアイディアや特色を生かした活動を色々としています。詳細については、上記事務局までお気軽にお問合せください。

## 佐賀市老人クラブ連合会の現状

平成18年と20年に合併し現在の29町村校区老連となっているが、3つの校区老連が休止の状況であり、現在、26町村校区老連で組織され、26老連会長と7名の女性部理事の33名での組織となっている。

236クラブ 8,367人…令和6年度の校区毎の会員数…資料①

佐賀市老連における課題・問題点として会員の減少が著しく、毎年減少しているため会員増加が課題である。

## クラブ・会員数の推移

年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
クラブ数	236	244	252	256	269	286
会員数	8,367	8,809	9,309	9,729	10,594	11,373
年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	6年—26年
クラブ数	304	305	307	316	315	-79
会員数	12,441	13,025	13,500	13,974	14,409	-6,042

以前から新規加入者手当として1人500円を支給している。新規加入の年度別状況

年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
新規加入者	446	414	450	398	529	513
手当額	223,000	207,000	225,000	199,000	264,500	256,500
年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	
新規加入者	623	785	742	767	858	
手当額	311,500	392,500	371,000	383,500	429,000	

佐賀市老連では33名の理事で構成し、総務部・教養部・体育部・福祉部を設置し、部長・副部長を互選し各種の事業について事務局と協議を行い決定している。…資料②

佐賀市老人クラブ連合会の総会資料(事業計画・予算計画)…資料③

佐賀市からの補助金等について…資料④

- ・運営補助金…1,000,000円
- ・特別補助金…864,248円
- ・単位老人クラブ補助金…10,010,400円
- ・地域支え合い事業…1,240,000円

### 単位老人クラブへの補助金

- 会員数30人未満…23,280円(基本額の1/2)
- 30人以上60人未満…46,560円(基本額)
- 60人以上90人未満…69,840円(基本額の1.5倍)
- 90人以上…93,120円(基本額の2倍)

・若手高齢者、組織化活動支援事業…1,855,000 円(60 歳以上の高齢者を対象としてパソコン教室を 1 サイクル 3 か月 23 回を 4 回実施。4 月～6 月、7 月～9 月、10 月～12 月、1 月～3 月)午前・午後各 10 名

・健康づくり・介護予防事業…880,000 円

委託事業として

・高齢者スポーツ大会…1,836,000 円

・高齢者趣味の作品展…700,000 円

・高齢者交通安全教育 GG 大会…168,000 円

### 佐賀市老人クラブ連合会の会費について

平成 18 年度の合併時点では調整が着かず、合併前の個々の会費を当面実施(旧佐賀市では 1 クラブ 15,000 円、旧郡部では 1 人 130 円)で行っていたが、負担の不公平があり、協議により負担の多い校区は低くし、負担の少ない校区は高く調整し、4:3:3(校区割:クラブ割:会員割)で調整を行い、平成 30 年度より会費を 1 人当たりと決定し、現在に至っている。

会則等での規定はしておらず、年間の事業計画に基づき予算を決定することになっており、会費の総額を決定は当該年度の会員数の確定で 1 人当たりの額は確定する。

### 佐賀市老連の年間の事業

毎月の事業…22 日を基本として理事会を開催。理事会の前に正副会長会議を実施。3 ヶ月毎に正副会長会議として各部の部長と総務部理事で合同会議を実施。

総会…総会の前に合同会議を開催し理事会に諮る議案として決定し、臨時理事会を開催し総会議案を決定している。

女性 GG 大会、友愛活動ボランティアヘルパー研修会、新任単位老人クラブ会長研修会、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、ペタンク大会、ニュースポーツ体験講習会(年 2 回佐賀市スポーツ推進課、佐賀市スポーツ指導員協賛)、佐賀市老人クラブ大会、女性部長の料理講習会、佐賀市老連だよりの発行(9 月と 2 月)

佐賀市老連の会則…資料⑤

佐賀市老人クラブ助成事業補助金交付要綱…資料⑥

## 財源の確保として

葬祭事業所との契約により、葬儀の際、祭壇・棺等について経費の5%を市老連へ(5%のうちか該当校区には2%を)。対象事業所としてメモリード、草苑、JA 佐賀プレアホール)6年度予算として2,500,000円

蜂蜜の販売…朝倉市の藤井養蜂場

## 令和6年度佐賀市老人クラブ連合会会員数調べ

校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満 80未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満 80未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	
																								クラブ数
勤興	15	6	8	1	0	489	167	322	6,578	1,847	26.46%	28.08%	21	2	14	4	1	954	421	533	9,778	3,475	27.45%	35.54%
循誘	5	2	3	0	0	161	39	122	8,686	2,606	6.18%	30.00%	8	2	5	1	0	302	127	175	23,315	6,775	4.46%	28.06%
神野	5	0	3	2	0	236	73	163	11,232	3,064	7.70%	27.28%	11	2	7	2	0	520	237	283	3,195	1,481	35.11%	46.35%
赤松	3	3	0	0	0	65	23	42	8,067	2,094	3.10%	25.96%	6	1	3	2	0	288	115	173	1,108	496	58.06%	44.85%
日新	0	0	0	0	0	0	0	0	9,138	2,869	0.00%	31.40%	10	6	4	0	0	250	101	149	5,498	1,979	12.63%	35.96%
西与賀	7	0	5	2	0	319	127	192	5,700	1,793	17.79%	31.46%	9	4	4	1	0	304	138	166	5,284	1,807	16.82%	34.20%
本庄	8	4	4	0	0	246	102	144	12,041	3,092	7.96%	25.68%	13	4	9	0	0	385	155	230	2,741	1,080	35.65%	39.40%
北川副	5	5	0	0	0	67	35	32	12,355	3,546	1.89%	28.70%	0	0	0	0	0	0	0	0	1,420	586	0.00%	41.97%
巨勢	6	1	4	1	0	284	101	133	5,533	1,326	17.65%	23.97%	10	1	8	1	0	394	156	178	7,640	2,200	15.18%	28.80%
蓮池	4	2	1	1	0	130	46	84	1,674	560	22.41%	34.65%	15	7	8	0	0	405	183	222	7,347	2,270	17.84%	30.90%
兵庫	11	2	8	0	0	347	135	212	15,193	2,891	12.00%	19.03%	103	29	62	11	1	3,742	1,633	2,109	67,324	22,159	16.89%	32.91%
久保泉	9	5	4	0	0	238	96	142	3,612	1,418	16.78%	39.26%												
金立	7	2	4	1	0	275	102	173	4,382	1,522	18.07%	34.73%												
高木瀬	8	0	7	1	0	361	135	228	14,279	4,303	8.99%	30.14%												
綿島	12	6	5	1	0	386	158	228	12,708	2,771	13.93%	21.81%												
嘉瀬	16	2	13	1	0	543	226	317	4,979	1,704	31.87%	34.22%												
新栄	6	0	5	1	0	242	115	127	6,787	2,142	11.30%	31.56%												
若楠	6	0	5	0	1	286	105	181	7,936	2,173	13.16%	27.38%												
開成	0	0	0	0	0	0	0	0	8,862	2,885	0.00%	32.55%												
小計	133	40	80	12	1	4,925	1,785	2,840	159,742	44,926	10.36%	27.94%	236	69	142	23	2	8,367	3,418	4,949	227,066	66,785	12.53%	29.41%
校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満 80未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満 80未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	

※人口、65歳以上の数値については、令和6年3月末(4月1日)現在の住民基本台帳の数値を使用しています。(資料提供:佐賀市)  
 ※日新(25年4月)・開成校区(平成26年4月)については、単位老人クラブについては、平成31年4月に休止となった。  
 ※川副町大院間校区については、平成31年4月に休止となった。

令和6年度 佐賀市老人クラブ連合会専門部会一覧

資料②

部名	役職	校区	担当	事項
	会長	西川副	古賀 一彦	
	副会長	金立	山田 明	
	副会長	本庄	塚本 三男	
	副会長	西与賀	高津 万亀代	
1 総務部 8名	部長 副部長	諸富 蓮池	柿内 紀大 今泉 多美子	1、規約、内規の制定、改正に関する事 2、事業、予算の作成に関する事
		中川副 鍋島	江口 善己 犬尾 貞秋	3、老人クラブ総会及び大会に関する事 4、他市老連との交流研修会に関する事
		久保田 久保泉	弥永 峯雄 緒方 義弘	5、交通安全対策に関する事 6、クラブ相互連絡に関する事
		新栄 西川副	陣内 修 古賀 一彦	7、慶弔、表彰に関する事 8、その他
2 教養部 8名	部長 副部長	循誘 嘉瀬	枝永 一馬 北川 英俊	1、研修会開催に関する事 2、女性研修会に関する事
		兵庫 西川副	田中 富枝 酒井 トシ子	3、老人趣味の作品展に関する事 4、市老連だより発行に関する事
		新栄 高木瀬	川副 明子 枝吉 千年世	5、囲碁・将棋大会に関する事 6、子供の安全対策に関する事
		若楠 本庄	原武 継成 塚本 三男	7、パソコン教室に関する事 8、その他
3 体育部 9名	部長 副部長	赤松 嘉瀬	福井 章司 時尾 久美子	1、高齢者スポーツ大会に関する事 2、世代間交流グラウンドゴルフ大会に関する事
		巨勢 兵庫	野口 正凱 御厨 康司	3、交通安全グラウンドゴルフ大会に関する事 4、高齢者ゲートボール大会に関する事
		北川副 高木瀬	末次 功 尾畑 勝利	5、体育奨励に関する事 6、その他
		東与賀 富士	村山 栄美子 田中 薫	
		西与賀	高津 万亀代	
4 福祉部 8名	部長 副部長	勸興 西与賀	徳久 定雄 香月 久子	1、健康を進める運動の推進に関する事 2、健康調査に関する事
		大和 神野	副島 秀雄 内田 健一	3、社会活動奉仕に関する事 4、友愛ヘルプ事業に関する事
		東与賀 南川副	石丸 義弘 竹下 孝英	5、環境美化に関する事 6、花づくり活動に関する事
		三瀬 金立	一番ヶ瀬 義教 山田 明	7、その他

資料④

令和6年度 佐賀市老人クラブ連合会補助金(予算)

※令和5年12月14日市高齢福祉課より説明を受ける。  
5%のシーリングによる予算減

老人クラブ補助金予算要求額		31年度案 当初予算	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度 8年-5年	令和6年度 8年-5年
運営事業補助金		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
地位老人クラブ助成金		13,432,560	13,223,040	13,223,040	12,841,040	11,197,480	10,732,080	-465,600	-12,744
一般課	活動促進事業(一般課委託)補助金	1,116,808	1,043,960	1,033,016	815,440	878,992	864,248	-12,744	0
全体	グラントゴルフ大会	300,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	0	0
全体	ベタング大会	210,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	0	0
全体	健康増進事業	300,000	308,000	310,000	320,000	320,000	320,000	0	0
大和	氣功教室	28,000	0	0	0	0	0	0	0
東与賀	健康増進事業	14,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	健康づくり事業	58,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	「老人の日」囲碁作品募集	28,000	0	0	0	0	0	0	0
小計		939,900	869,000	870,000	860,000	860,000	860,000	860,000	0
全体	五重ヘルプ(佐賀)	600,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	0
三瀬	友愛ヘルプ(三瀬)	17,000	0	0	0	0	0	0	0
東与賀	ふれあい高齢者訪問介護事業	11,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	災害訪問	19,000	0	0	0	0	0	0	0
全体	「市老連だより」	270,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0
全体	地域世代間交流事業	377,000	379,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	0
三瀬	元氣出せ(三瀬)	90,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	小学生との交流会	5,000	0	0	0	0	0	0	0
東与賀	地域美化活動	2,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	花壇コンクール	22,000	0	0	0	0	0	0	0
小計		1,263,000	1,229,000	1,230,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	0
全体	パソコン教室	1,545,000	1,545,000	1,545,000	1,545,000	1,545,000	1,545,000	1,545,000	0
全体	若手高齢者健康講座	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	0
久保田	花木剪定講習会	9,000	0	0	0	0	0	0	0
久保田	ボランティア活動研修会	5,000	0	0	0	0	0	0	0
小計		1,869,000	1,855,000	1,855,000	1,855,000	1,855,000	1,855,000	1,855,000	0
計		5,207,808	4,986,960	4,986,016	4,890,440	4,851,992	4,839,248	-12,744	-1,481,808
要求額合計		19,640,168	19,220,000	19,212,000	18,531,480	17,049,672	16,571,328	16,571,328	16,571,328
委託事業		31年度案 当初予算	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	8年-5年	8年-5年
高齢者趣味の作品展		350,000	350,000	350,000	700,000	700,000	700,000	700,000	0
高齢者スポーツ大会		1,930,000	1,930,000	1,930,000	1,775,000	1,836,000	1,836,000	61,000	61,000
交通安全教育グラウンド・ゴルフ大会		168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000	0
計		2,280,000	543,000	2,280,000	2,630,000	2,475,000	2,475,000	81,000	81,000

## 佐賀市老人クラブ連合会会則

(名称)

第1条 この会は、佐賀市老人クラブ連合会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を佐賀市兵庫北三丁目8番36号の佐賀市保健福祉会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員の老後の生活を健全で豊かなものにするために佐賀市内の「町・村・校区」老人クラブ及び単位クラブを組織し健康・友愛・奉仕、活動の推進を図り、会員福祉の増進に資することを目的とする。

(組織)

第4条 この会は、「町・村・校区」老人クラブ連合会及び単位老人クラブの会員をもって組織する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブ相互の連絡調整に関する事。
- (2) 老人クラブの育成、指導等に関する事。
- (3) 会員の親睦、研修、社会参加等に関する事。
- (4) 老人クラブ活動の広報に関する事。
- (5) 関係機関、団体等との連携及び協力に関する事。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事。

(役員)

第6条 この会に役員を置く。

理事 36名

常務理事 1名

監事 2名

理事の内1名を会長、3名を副会長とし、内1名を女性部長とする。

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選によって選任し、総会で報告する。

- 2 理事は、「町・村・校区」老人クラブ連合会の会長とし、常務理事は、会員で学識経験者等のなかから、女性理事にあつては、女性部員から、会長が理事会の同意を得て指名した者を充てる。
- 3 監事は、理事会で選任する。
- 4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又会長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、事務局長を兼務し、老人クラブ連合会の業務を処理し、会長及び副会長事故あるときは、その職務を遂行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、会務及び会計執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し再任は、妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。



- 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、引続きその職務を行う。

(会議)

第10条 この会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席人員の過半数で決し、賛否同数の時は、議長が決するところによる。
- 3 会議の議長は、総会にあっては、会長の指名するものとし、理事会にあっては、会長とする。

(総会)

第11条 総会は、単位クラブから1名の代議員で構成する。

- 2 総会は、年1回開催し、次の事項について審議する。但し、会長は必要と認めた時又は、理事の3分の1以上の連署による開催の要求があったときは臨時に招集することができる。
  - (1) 会則の改正に関する事項。
  - (2) 予算決算に関する事項。
  - (3) 事業報告及び事業計画に関する事項。
  - (4) その他、この会の運営に関する事項。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 総会に附議する事項。
- (2) 総会の決議事項で、急施を要し総会を招集する暇がないと認めたもの。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(女性部会)

第13条 女性部に部会を設置し、そのなかから7名を理事に選出する。

- 2 女性部会は、その都度会議を開き、審議した案件は、部長が決し理事会に附議する。
- 3 女性部会の設置規定を別に定めこれを適用する。

(専門部会)

第14条 理事会に専門部会を設置する。

- 2 専門部会の構成は、総務部・教養部・体育部・福祉部とする。
- 3 専門部会は、その都度会議を開き、審議した案件は、部長が決し、理事会に附議する。

(顧問)

第15条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の発展に特に功労のある者又は、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(事務局)

第16条 この会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局に事務局長その他の職員をおくことができ、その任命は、理事会に諮って会長が委嘱する。

(会計)

第17条 この会計に要する経費は、会費、補助金、委託金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費額及び収入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

(佐賀市長生会会則の廃止)

佐賀市長生会会則の廃止(昭和51年4月1日から施行)は廃止する。

附則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成元年5月16日から施行する。

附則

この会則は、平成7年5月10日から施行する。

附則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料⑥

### 佐賀市老人クラブ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人クラブ活動等社会活動促進事業（以下「補助事業」という。）を行う佐賀市老人クラブ連合会（以下「老人クラブ連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

区 分	基 準 額	対 象 経 費
佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金	(1) 老人クラブ連合会に加入している老人クラブ（以下「単位老人クラブ」という。）の会員数が30人未満の場合 $1,940円 \times \text{単位老人クラブの活動延月数}$ (2) 単位クラブの会員数が30人以上60人未満の場合 $3,880円 \times \text{単位老人クラブの活動延月数}$ (3) 単位クラブの会員数が60人以上90人未満の場合 $5,820円 \times \text{単位老人クラブの活動延月数}$ (4) 単位クラブの会員数が90人以上の場合 $7,760円 \times \text{単位老人クラブの活動延月数}$	社会奉仕活動、老人教養講座の開催等及び健康増進事業を行う単位老人クラブに対し、老人クラブ連合会が補助をする場合に要する経費
佐賀市老人クラブ連合会活動促進事業補助金	(1) 194,000円 (2) 72円×単位老人クラブの会員総数 (3) 次に掲げる事業先駆的又は重点的に実施する場合で市長が必要と認める額 ア 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 イ 女性役員及びリーダーの育成事業 ウ 外部からの指導者及び協力者の招待促進事業 エ 高齢者と他世代との交流促進事業 オ 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業 カ 老人クラブの広報及び加入促進事業 キ 老人に関する情報提供及び相談活動 ク その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、老人教養講座の開催等及び健康増進事業に要する経費のうち謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

佐賀市老人クラブ連合会運営補助金	定額。ただし、1,000,000円を限度とする。	佐賀市老人クラブ連合会の運営に必要な需用費、役務費、人件費等
------------------	--------------------------	--------------------------------

- 2 前項の規定により区分ごとに算出した補助金の額の総額が、老人クラブ連合会の1年度間の活動に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（以下「実活動経費額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、実活動経費額とする。

（佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付申請）

第3条 老人クラブ連合会は、佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付を申請しようとするときは、活動を行う単位老人クラブに実施に係る計画書を提出させ、当該計画書を規則第3条の補助金等交付申請書に添えて市長に提出してその確認を受けなければならない。

（交付の条件）

- 第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保存すること。

（補助金の交付）

第5条 補助金は、概算払で交付するものとする。

2 補助金の支払の時期は、次のとおりとする。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金    | 5月以降 |
| (2) 佐賀市老人クラブ連合会活動促進事業補助金 | 5月以降 |
| (3) 佐賀市老人クラブ連合会運営補助金     | 5月以降 |

（状況報告）

第6条 補助事業の遂行の状況に関し、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときには、補助事業等の遂行状況について報告し、調査に協力しな

ればならない。

(補助金の実績報告)

第7条 佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付を受けた老人クラブ連合会は、活動が終了した単位老人クラブに実績に係る報告書を提出させ、当該報告書を規則第12条の補助事業等実績報告書に添えて市長に提出してその確認を受けなければならない。

(報告及び検査)

第8条 補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業に関する資料の提出を求め、又は検査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。